

アメリカ軍政初期のドイツ民衆生活 : ケル ン : 1945年 春～夏

ABE, Masaaki / 阿部, 正昭

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

68

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

34

(発行年 / Year)

2000-07-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002709>

アメリカ軍政初期のドイツ民衆生活

——ケルン：1945年 春～夏——

阿 部 正 昭

目 次

1. はじめに
2. アメリカ軍のラインラント・ケルン占領と軍政の開始
3. アデナウアーの登場とケルン市政の再建
4. ま と め

参考資料

“Wie werde ich satt? Wo kann ich unterkommen?

Wann finde ich meine Familie wieder?”⁽¹⁾

1. はじめに

アイゼンハウアー指揮下のアメリカ・イギリス連合軍は、1944年9月までにナチスドイツ占領下のフランスの大部分を解放し、西部戦線のドイツ国防軍に大きな打撃を与えた。ついでドイツ中央部と南部地域の占領を目標としていたアメリカ軍は、ドイツ西部国境を越えて10月21日にラインラントの西部のアーヘン市を占領した。ドイツ北部を目標としていたイギリス軍は、ベルギーを解放したのち、オランダでドイツ軍の激しい抵抗にあって進攻がいちじるしく遅れたため、この時点でなおドイツ国境に到達していなかった。その後45年1月半までアメリカ軍の進攻は、ドイツ軍の激しい抵抗と冬期の悪天候さらに補給難によって阻まれ、戦線は膠着状態におちいった。だがアメリカ軍は再び大規模な攻勢にでて、3月末まで

にドイツ軍を追ってラインラント地方の大部分を占領し、その一部はライン川を越えた。この間に彼らは、ケルン・ボン・コブレンツ・マインツ・フランクフルトなど西部ドイツの主要都市と地域を占領した。この3ヵ月間の戦闘でドイツ軍の捕虜は30万人を越え、その全面的敗北は決定的になったといわれている⁽²⁾。

アメリカ軍が44年10月末からアーヘンで始めた軍政は、45年3月末までに占領下のラインラント地方に拡大し展開された。この間の軍政は、44年春までにアメリカ・イギリス両国首脳により合意決定された基本方針[CCS 551=Combined Chiefs of Staff=命令551号]に従って実施された⁽³⁾。

同じ頃、東部戦線ではソ連軍がベルリンを目指して進攻を続け、激しく抗戦するドイツ軍を撃破して4月末にベルリンを占領した。この結果、ナチスドイツは連合国に対して無条件降伏を余儀なくされ、ヒトラーの後を継いだデーニッツや国防軍総責任者カイテルらが、5月8日に降伏関係文書に調印して、6年間続いたヨーロッパの戦火は終わった。ついで5月23日、イギリス軍がフレンスブルクにおいて、デーニッツと其の関係者を戦争犯罪人として逮捕したため、ナチス政権は名実共に壊滅した⁽⁴⁾。これをうけて、6月5日に連合国軍（英米仏およびソ連）の4人の総指令官（アイゼンハウアー・モントゴメリー・タッシーニ・ジューコフ）は、「ドイツの全国家権力は、四ヵ国占領地域毎にそれぞれの総指令官に移行すること、4占領当事国は占領地域で軍政を実施するが、ベルリンに置かれる共同の管理組織が四ヵ国の軍政の調整を行うこと」という趣旨の共同声明＝[ドイツの敗北と最高権力の継承に関する声明]を発表した。この声明は、ヤルタ会談における三首脳の合意にもとづいていた⁽⁵⁾。この原則にしたがって連合国四ヵ国による本格的軍政が開始されたが、其の際に依拠すべき包括的・統一的で共通の占領・軍政方針はなお決定されていなかった。そればかりでなく、アメリカ・イギリス両国（軍）共通の統一的占領・軍政方針も存在しなかった。アメリカ軍占領地域については、45年4月28日に

連合軍（アメリカ軍）最高指令官アイゼンハウアーに送られた〔JCS-1067＝ドイツ軍政にかんする指令〕があったが、アメリカ軍占領地域のみを対象としたもので、イギリス占領地域を含まないばかりか、その同意（承認）をえていない指令だった⁽⁶⁾。

ナチスドイツの無条件降伏までの間アメリカ軍が、その占領地域において実施した暫定的軍政と、戦争終了後の本格的軍政とは異なっていたが、当然両者には多くの共通点もあった。連合国が四カ国の占領地域毎に本格的軍政を開始すると、ヤルタ協定によるドイツ占領目的についての合意原則にもかかわらず、四カ国の軍政実施状況に矛盾と対立が目立ちはじめた。ポツダム会議（7月末～8月2日）によっても統一的占領政策（軍政方針）を決定できなかった。この結果、四カ国はヤルタ・ポツダム会議の大枠を一応は尊重しながらも、それぞれ独自の対ドイツ政策にしたがった占領軍政を展開した。

本稿は、この連合国四カ国の本格的軍政と戦後ドイツ処理問題を検討する準備作業として、アメリカ軍占領地域ラインラントのケルンを対象に、その軍政と市政再建の実態と占領下の民衆生活の一端を明らかにすることを目的としている⁽⁷⁾。

2. アメリカ軍のラインラント・ケルン占領と軍政の開始

“ケルンは始めてみる巨大な廃墟だ。それはナチスドイツがもたらした莫大な惨禍に見合う規模だ”⁽⁸⁾

(1) 占領当時の廃墟・ケルン

デュッセルドルフ・オイスキルヘン戦線でライン川に向けて進撃中の優勢なアメリカ軍は、激しい防衛戦を展開したドイツ軍を破って45年3月4日の夕刻、西と南西方向からケルン市郊外に迫った。5日と6日の激しい市街戦の後、ケヘリンク指揮下のドイツ軍は、ホーエンツォレルン橋

を破壊してライン川東岸に退却したので、3月7日アメリカ軍はライン川西岸のケルン市を占領した。このケルン市の最後の日々を、グロシェ神父の日記はなまなましく伝えている⁽⁹⁾。

『2月27日；ケルン市は初めて連合軍の砲撃を受けた。砲弾は市の南部に着弾した。

3月1日；時々中断はあるが連合軍の砲撃は終日続き、ホーエンツォレルン橋にしばしば命中した。2月28日に破壊されたヘンゲ橋はみる影もない。

3月2日；市に激しい爆撃があった。中心部の破壊状況は劇甚だ。大聖堂の回廊部分や付属建物に多数の爆弾が命中した。丸天井は爆弾で穴があき破壊されたが、ドームのブunkerは無事だった⁽¹⁰⁾。

3月3日；少し静かな日だった。低空を飛ぶ飛行機が掃射していた。ときどき砲声が響いた。橋を狙っているようだったが、火に包まれながらも橋はまだ残っていた。「鉄橋は昨日までに爆破されるべきだった」とある人がいった。多くの地区で避難証明が発行されたというが、混乱の中で人々が街頭に現れることはなかった。道路には退却してきた戦車部隊が列をなして停止していた。

3月4日；私は塔の狭い通路下の地下室にいた。そこは我々の最後の避難所で礼拝所にもしていたところだ。夜はあちこちに砲弾が破裂して、其の爆発音はごく近くに聞こえた。外に出てみると、マールツェレン通りに多数の軍用車が並んでいるのがみえた。その間を兵士たちが疲れ果ててのろのろと歩いており、国民兵（VS）たちがシャベルをもち手車を押していた。早朝5時ドームで礼拝をした。マールツェレン通りとウンターザクセンハウゼン通りには軍用車両が列をなしていた。その間を兵士たちが往き来していた。それはラインを越えて退却しているようにみえた。敵軍が何処にいるのか、まったく知らなかったが、11時30分非常警報が発せられ終日続いた。砲撃も一日中絶えなかった⁽¹¹⁾。

3月5日；ひどい夜だった。砲弾が頭上を飛び交っていたが、目標が

何処かさっぱり解らなかった。ニッペス地区で国民兵たちが塹壕を掘っているという噂をきいた。市の正面入り口の防衛任務のためなのだろうか。兵士たちは見当たらなかった。2日の爆撃で市の防衛陣地は破壊され尽くした。午後早く、多数の砲弾と共に2台の対戦車砲がゲレオン通りの方向に移動していった。兵士たちがDAFの地下室から沢山の貯蔵品を取り出していた。町の人々もそれに群がって、なお使えそうな品々を手に入れていた。歩哨が彼らを追っ払っていた。DAFにあったナチス党地方本部にはもう誰も残っていなかった。2時間程して大砲がまた引きあげてきた。これでせっかく残っている教会の正面が攻撃される危険がついた。(中略)私はドームに行った、そこにいた人々はなぜか安らかだった。話によると、敵はすでにウォーリングェンを占領し先鋒はライン川のニーラー港に達したとか、クレッテンベルクまできたとか。だが誰にも正確なことは解らない。砲撃も激しく続けられているが、今やそれが敵のものか、味方のものかは全く解らないままだ⁽¹²⁾。

3月6日；夜は今までになく静かだった。砲撃は遠くの方で炸裂していた。今や橋は砲撃されていないようにみえた。道路には人影がなかった。時々エンゲルスタイン通りから一列になった兵士たちが、小銃と対戦車ロケット砲を担いで歩いてきた。昼頃、駅前通りを一台の対戦車砲が通り過ぎていった。ゲレオン方面に向かっていた数人が兵士に止められ追い返された。多分橋を渡ろうとしたらしい婦人は渡ることを許された。午前中ずーと軽火器の音が続いた、時々重火器の音もした。午後、地下室に潜んでいると激しい小銃と機銃の音が聞こえた。それはマールツェレン通りで戦闘が続いているように聞こえ、戦車の進む音も響いてきた。教会の窓から外をみると横たわる兵士の死体がみえ、そこにあった火器はなくなっていた。自動車の近づく音と英語が聞こえ、続いて聖堂参事会室のそばに足音が響いた。駅の周りで銃声がした。夜は比較的静かだった。

3月7日；早朝我々は始めてアメリカ兵にあった。彼らの印象はとて

もまともな感じだった。私は近くに銃声を聞きながらドームにいった。そこで戦闘の音が聞こえた。一日中、ドイツ軍陣地からバラバラな砲声が聞こえたが、アメリカ軍の反撃はないようだった。其の夜は非常に静かだった。』⁽¹³⁾。

同じ日々の体験を大聖堂副司祭クレッフは、次のように回想している。

『3月2日；早朝、最も激しい爆撃による火災と地獄のような物音がドーム一带を取りまいた。昼頃、初めてのアメリカ軍の砲弾がホーエンツォレルン橋やドイツ地区に着弾し始めた。一日中絶えることなく、ドイツ軍部隊が橋を渡ってライン東岸に退却していった。ドームの中ではミサが行われたが、その間ずっと信者たちは、身の毛のよだつオルガンのような不気味な砲声を耳にしていた。

3月6日；昼過ぎ、ドイツ軍はホーエンツォレルン橋とケルン駅の線路を爆破した。ダイヒマンハウスとドームの間にタイガー戦車がみられたが、間もなく炎上した。ドーム東側にあるドイツ軍の砲座が激しく撃ち続けていた。17時頃、初めてのアメリカ兵がドームに入ってきた。彼らはほほ笑みながら司祭と握手した。それから窓からドイツ兵に射撃を加えた後、聖堂の中二階に機関銃座をかまえた。ドイツ軍はもう撃ってこなかった。

3月7日；全員がドームの周りを離れるよう命令されたが、ドームの中には留まることは許された。記者がニュースを取りにきた。アメリカ兵がドームの地下室で武器弾薬の捜査をしたが、なにも発見されなかった。ありがたいことに3月2日以後激しい市街戦は少なかった。そのため爆撃を免れてごく僅か残ったケルン市内の建物は、結局無事に残ることができた。とはいっても街の大部分は廃墟に帰していたのだが。廃墟のケルン市内の瓦礫の上にドームを遠くから望むことができた』⁽¹⁴⁾。

(2) 「市民生活」の再開とアメリカ軍政

1945年3月7日、アメリカ軍がライン川左（西）岸のケルン市を占領

した時、ケルンはベルリンと並ぶ最悪・最大の瓦礫の都市になっていた。それは度重なった連合軍の爆撃のためだった。イギリス空軍は1940年5月からケルンに対しても報復爆撃を開始し、この年だけで40回の空襲を実施した。アメリカが41年12月にドイツと開戦した後、アメリカ空軍はイギリス空軍と協力して、ドイツ降伏までドイツにたいする戦略・戦術爆撃を繰り返し実施した。その主たる目標は、大都市の住宅地帯、交通運輸施設、工場施設だったという。とくにケルンは西部戦線に向けての要衝であったから、44年夏の連合国のフランス上陸作戦以後特別に激しい爆撃目標になった⁽¹⁵⁾。ケルンにたいして、5年間に延べ1万機以上による262回の空襲があり、150万個の爆弾・焼夷弾が投下された。それによる犠牲者は死者約2万人、負傷者約4万人に達し、70万の市民が疎開したり強制退去させられたりした。物的被害も甚大だった。1939年の調査による住宅のうち、占領時点で「無傷あるいは被害率15%以下」の家屋は22%に過ぎなかったが、「被害率60%以上」は40%を越えていた。爆撃の被害は地区別に違っていたが、旧市街地域では90%の家屋が灰燼にきしたといわれている。市内の教会・修道院150のうち91は完全に破壊され、有名な大聖堂も被害をうけた。市の東西をむすぶライン川の四つの橋は、44年10月から45年2月までに破壊され、最後のホーエンツォレルン橋はドイツ軍が爆破したため、五橋全部が使用不能となっていた。沈没させられた100隻以上の船が水路と港を塞いでいたため、ライン川の船運は全く不可能になっていた。破壊され瓦礫の山と化したケルン市内では、ガス・水道・電気・交通手段は全く途絶え、都市生活のためのインフラは破壊され尽くしていた。この廃墟の中で、なお約4万人がライン西岸地区に、約3万人が東岸地区に生き残っていて、焼け跡の隅や地下室（ケラー、ブンカー）で「原始時代そのままの穴居生活」を続けていた⁽¹⁶⁾。

アメリカ軍の占領当時のケルン市は全く無政府状態だった。ガウライター・グローエを先頭にケルン市役所を含め中央地方官庁の幹部たちは、ほとんどライン右岸に逃亡していたためである⁽¹⁷⁾。アメリカ軍は占領の2日後に

軍政部を設立したが、軍政が組織的に軌道にのるまでには日時が必要だった。この空白の間に街に現れた民衆は、廃墟のなかで“無主物”にみえる品々を集め始めた。これが以下に示すような略奪に進んだのも、当時の状況からみれば、ごく自然な成りゆきだったと思われる。

「実に多くの男女子供が貨物駅や倉庫に駆けつけた。そのあり様は丁度歴史の教科書で学んだ〔中世における占領下の略奪の姿〕そのままだった。いたるところでかき集めた物資を、人々が自転車・乳母車・手押し車に乗せて運んでいく姿がみられた。とくにケルンゲレオン駅の操車場は大混乱だった。そこにはライン東岸に向けて出発できなくなった無傷の貨物列車が、いくつも並んで停車していた。多数の人々が、貨車の鍵をこじ開けて貨物を線路上に投げ出し、その中身を奪った。粉や缶詰その他多くの食料品ばかりでなく、あらゆる種類の衣料品や道具類まであった。人々は、何ヵ月分もの食料品を略奪してためこんだ。郵便貨車も例外ではなく、数多くの軍事郵便小包が破られ、編み物・衣類・日用品・時計などが奪われた。街の中心部にある廃墟の百貨店の地下倉庫から、様々な物資が奪い尽くされた。人々は、破壊された住宅に放置された家具類も奪い取った。とくに逃亡したナチス有力者の住宅は、その財産の全てが略奪の目標にされた。」⁽¹⁸⁾。

バターソン中佐を責任者とするアメリカ軍政部（E1H2）は、3月9日から活動を開始した。この軍政部は、44年9月にフランスで組織された当初から任務地とされたケルンを広く調査するとともに、同年10月から始まったアーヘン軍政の経験にも学びつつ、準備を重ねていた⁽¹⁹⁾。アメリカ軍は占領と同時に各地で“市民に対する緊急命令”を発表し、軍政の厳しい内容を示し市民の行動と生活を規制した。その形式と内容はラインラント占領地域でほぼ共通であった。ケルンについてその史料を発見できなかったので、ケルンに2日遅れて占領されたボン市の史料で緊急命令と布告の一部を検討しておこう。それは以下のような禁止・制限項目からなっている。

[アメリカ軍に対する武力行使の厳禁・夜間外出禁止と灯火管制・移動の制限・車両利用の制限・5人以上の屋内屋外の集会禁止・武器ラジオの提出・撮影禁止・新聞ビラなどの印刷発行禁止・郵便電話電信の停止・国旗国家ナチス愛唱歌の禁止・正規除隊者以外のドイツ軍人に出頭命令と彼らにたいする援助の厳禁・ナチス党関係の制服記章の使用禁止・市民に身分証明書携帯義務・出入国の厳禁]。

「緊急命令」をうけてボン軍政の第一号布告（3月13日）は、[市政の継続・安全と秩序の維持]の命令であった。具体的には、[食料と公衆衛生業務・労働者と職人の登録・市内の清掃・商工業者の営業の再登録と業務の再開・住宅の登録・軍ナチス関係資料の引き渡し・通訳募集]となっていた。つづく第二号布告（3月16日）では、[国防軍とSS関係者の登録と彼等への支援禁止・連合軍要員との接触禁止・武器と通信機器の提出義務・住民登録と身分証明書の携帯義務・通貨と価格賃金統制の維持・物資退蔵の禁止・夜間外出禁止・防空地下壕（ブンカー）の使用禁止]が命令された⁽²⁰⁾。

軍政部によるこれらの布告（命令）は、すべて“CCS551”に示された軍政の最重要目的「前線のアメリカ軍の行動支援」にしたがっており、そのために市内の治安を維持し市政の再建をはかる必要があった。ケルンは戦略的戦術的にとくに重要だったから、市内のあらゆる秩序と諸機能を回復させなければならなかった。連合軍は占領地域での軍政を、「間接統治を原則として目的を達成する」と決定していたから、ケルン市でも、市政と市営業務を再建するために、軍政部の管理下にナチス時代の関係者を“再利用”して間接統治する方式が採用された。そのため軍政部は先ず職場を捨てて四散している市政関係者に職場復帰を命令した。それに応じて13日までの僅か2〜3日の間に、約二千人が復職希望登録をした。だが軍政部は申し出た者を誰でも復帰させたわけではなかった。占領方針[CCS551]は、「免職を必要としない公務員はその職務を継続する」と定めているが、同時に「地方政府からナチスの影響をきびしく排除する」こ

とを要求していた。さらに、アーヘン市軍政にさいして、現地のカトリック有力者の推薦のあった旧ナチス党員を、厳密な審査を済まさずに幹部に登用して失敗した経験に学ぶ必要があった。軍政部長パターンソンは市の行政運営を犠牲にしても、再建市政からナチスと其の影響を排除する覚悟だった。二度目の失敗は許されなかったのである。軍政部は、多数の復帰応募者にたいして「非ナチス審査」を実施し、「非党員」と認定した役人41人、職員159人、労働者312人の復職を認めた⁽²¹⁾。そのほかに市の職場に留まっていた食料経済局のクナウプらの関係者は、再雇用され軍政部の指揮下に食料関係業務の再開を担当した。同時に軍政部は3月8日にグロシェ神父に連絡をつけ、彼の協力と助言をえながら市政担当可能な「建築・水道の専門幹部職員」の探查を開始した。神父は間もなく十数人の適任者の氏名を伝えたという⁽²²⁾。

治安維持は軍政部の重要課題の一つだった。市内各地に広がる略奪行為が治安問題に広がることを阻止するため、軍政部は市内に残っていた警官をアメリカ軍憲兵(MP)の補助員に任命し、治安の維持・略奪の防止と貨物駅や倉庫の警備にあたらせた。武器を外し腕章を付けただけで、一夜にして早変わりした〔警官〕は十数人に及んだという。軍政部にしても緊急な問題処理のため、彼らのナチスの素性を問いただす時間的余裕は無かったのである。さらに3月25日アーヘン市長オッペンホッフがナチス地下テロ組織(狼)によって暗殺されたので、軍政部はナチスのテロ対策としてドイツ人臨時警官を軽武装させた。臨時警官のなかには、アメリカ軍の捕虜となった旧ドイツ兵士のなかから選抜されベルギーでの速成訓練をへて警官に採用された者もいた。彼等を含めた3月末の警官数は、670人余に達している⁽²³⁾。なお略奪は市民によるものだけではなく、グロシェ神父は軍政部との会談のなかで、アメリカ兵による教会施設や市民に対する暴行と略奪にたいする善処を求めている。これに対しパターンソン軍政部長は次のように答えたという：「戦争にしばしば略奪はつきものだ、ドイツ兵もひどい略奪をした」。だがその後、教会には「オフリミット」が掲

示された。「命令」でおこなわれるアメリカ兵の合法的家宅捜査と非合法のそれとの区別に、民衆が悩まされる事件も多発しはじめた⁽²⁴⁾。

連合国側のジャーナリストが勝利者として伝えた報道記事をとおして、軍政と廃墟の街の市民生活をみておこう。3月9日付ニューヨークタイムスは以下のように伝えている。

「ドイツの長期的取り扱いについてはヤルタ協定で決定している、個別問題の具体的見通しは棚上げされたままではあるが。それは完全勝利の後に処理されるはずである。今我々が目にしているのは、個別に勝利した時、何に直面するかということだ。もしケルンが、占領時に我が軍が当面する典型であるとすれば、またもし他の破滅した都市でも共通だとすれば、占領（軍政）問題はわれわれが予想したり準備したことより、はるかに複雑かつ困難である。市民生活にとって不可欠の全ての条件（住居・水道・電気・衛生施設・交通手段・市場など）が破壊され欠けているとしたら、市の秩序を再建することはほとんど不可能だろう。もし我々がアーヘンの教訓を生かすことができれば、市民たちは“子羊のように”従順になるだろうし、センチメンタルな感情を軍政に持ち込むこともないだろう。アメリカ軍には新たな任務が課されている。それはヨーロッパの再建という巨大な事業の第一歩を意味する。我々は考えられる最悪の条件でこの課題に取り組み始めねばならない。これは最後の一発が発射された後（ドイツの完全降伏後—引用者）にも長く継続するであろう、我々の能力と権限に対する挑戦である⁽²⁵⁾。」

アメリカの女性写真記者は、占領直後のケルンで目にした光景を撮影し、次のように解説を付けた。

「占領後のケルンにきて、我々はケルン市民の服装に驚いている。街でファッションショーをみているようだ。道路で沢山の毛皮姿をみかけた。絹のスカーフをかぶっている婦人も多かった。我々が特派員として滞在していたイギリス・イタリアと比べて、ドイツ人は信じがたい程良い身なりをしていた。毛皮をきて街を歩く二人のお針子に、洋裁の仕事の材料は大

丈夫だったか尋ねた。彼女らは何も問題はなかったと答えた。“我々はドイツ人の生活水準について、間違った先入観を持っていたのだ”，と私は信じるようになった。」⁽²⁶⁾

著名なイギリス人作家も興味深い観察を記している。

「我々が今まで聞かされていた宣伝によって，“ドイツ人の特徴を大柄・ブロードで横柄な奴ら”と信じこんでいた。だがケルンで実際にみたドイツ人は，“ずんぐりで黒っぽい髪”をしていて、隣の国ベルギーにもよくあるタイプの人間だった。彼らはフランス人やベルギー人より栄養状態が良いようにみえるし、多くの人が新式の自転車を使っている。イギリスでみられるより多くの婦人が絹のスカーフを持っている。でもそれ以外に特別に気づく変わったこともない。」⁽²⁷⁾

占領直後のケルン市民の生活・心理状態を調査した連合軍の社会心理分析要員は、次のように報告している。

「空襲下の市民の避難耐乏生活の実情は、それなりに生活条件を整えて普通に生活していたようにみえる。というのも彼らが良い持ち物を地下室に持ち込んで生活しているからだろう。典型的な中産層の市民の地下室には、快適に過ごすためにベット・ストーブ・戸棚など、あれこれの家具が持ち込まれていて、地下室が家庭であると思えるように片付けられている。地下室や大型地下防空施設（ブンカー）の中で、物資の交換が活発に行われ、一種の“社会生活”が成り立っている。市の中央部は大聖堂を除いて特別にひどい被害を受けている。この地区ではごく僅かの住宅だけが居住可能で残っているが、ほとんどの住民は普通より深い地下室に住みついている。そこから西へ約500メートル離れた地区では、住宅の状況は多少ましにみえる。もっとよく近付いてみると、外壁は無事でも内側は完全に破壊された家屋も多いのだが。

市民の食料事情には、深刻な不足はなさそうにみえる。たいていの地下室には食料品が貯蔵されており、人々は栄養不良のようにもみえないし、街頭で遊ぶ子供たちもよく菓子を食べている。（中略）市民にとって非常

に深刻な問題の一つは飲料水の確保である。電力はごく一部の地域で全く例外的に供給されているにすぎない。ドイツ市民による略奪行為は、他の新しく占領された都市と同じように、ごく広く行われている。市民は街の至るところで、壊れた住居や商店から品物を持ち出している。彼らはまだ使えそうな物がないかと、爆撃で壊れた建物の廃墟をのぞき回っている。

“全部の私有財産が皆のもの” になってしまった。

ケルン市民がアメリカ軍兵士に対して非常に友好的なのはなぜだろうか。それは、ケルンがほとんどカトリックの都市で、ナチスに消極的だった市民が積極的な市民より多数残っているからだだろう。何れにせよ民衆は戦争と空襲にあきあきしていたのだ」⁽²⁸⁾。

3. アデナウアーの登場とケルン市政の再建

(1) アデナウアー再登場

アメリカ軍政部は、非ナチスで信頼できる市政幹部を探索し続けていた。3月13日にまずジョイベルを労働局長に任命し17人の職員と共に仮の労働部を再開させた。その最初の業務は、軍政に必要な労働者と上下水道の緊急修理にあたる労働者の募集だった。さらに市内のすべての労働者と職人の再登録を実施した。同日、軍政部はワイマル時代の警察幹部ウインクラーを警察長官に任命し、彼のもとで38名の警官隊が組織された。その主な任務は、[武器火薬類と通信機器の捜査、逃亡軍人の探査、身分証明書と交通取り締まり、衛生管理、死体の処理と略奪の阻止]、などであった。同じころ市内に留まっていた31名の医師は、軍政部の命令によって伝染病対策などの公衆衛生業務に動員された⁽²⁹⁾。こうして始まった軍政下の個別市政を束ねる幹部が緊急に必要だった。そのために望ましい幹部は、ナチス党员以外か党と無関係な人物でなくてはならなかった。

軍政部が事前に調査して作成した市政幹部候補の“ホワイトリスト”の中には、アデナウアーとスүүースがいた。軍政部の記録によるとスүүース

はケルンに居住しているはずだったがすぐには発見できなかった。ケルンで焼け出された彼は、ウンケル（ケルンの南約 50 キロ、ライン東岸の町）に疎開していたからである。軍政部は彼を見つけだし、3 月 15 日ケルン市助役として復職させることに成功した⁽³⁰⁾。軍政部は占領前から市長に予定していた人物と交渉を始めることにした。その人物はアデナウアーであった。彼と軍政部との交渉経過を、アデナウアーの友人ボーンハイムの日記（3 月 16 日付）により具体的にみておこう。

「ホーネフはすばらしい天気だった。午後 3 時頃（3 月 16 日）アメリカ軍のジープがついた。チューフス中佐とエマーソン大尉がホーネフ市長シュレーマー（1935～45 在職）の案内で我が家を訪れ、私にアデナウアー宅に案内してくれと頼んだ。二人の将校はケルン駐屯アメリカ軍政部長の使者としてきたと自己紹介した。レンドルフ（ケルンの南約 35 キロ、ライン東岸の町）のアデナウアー宅は陽光の中にあった。アデナウアーはぎこちないが真剣に我々を迎えた。将校たちは、ケルン軍政部長パターソン中佐とケルン市民の願望により、貴方をケルン市長に再び迎えたいと要請した。彼はシュレーマーがいては話せないといい彼を帰らせてから、我々を客間に招き入れた。そこでアデナウアーは断るといった。中佐は熱心に説得を続けた。そこに呼ばれた夫人も断った。3 人の息子が兵役についているので、もし市長を受けると息子たちにナチスの報復があると恐れたのであろう。これだけが受諾拒否の理由と思われた。それでは貴方の希望はなにかと将校たちが問い直すと、アデナウアーはかれの意見を語った。「ドイツ民族を根本から平和に導くことを天職だと感じている」と。将校たちはさらに説得を続けた。アデナウアーはとうとう「助言者ならどうか」とおれた。将校たちは非常に喜びながらも、この要請は緊急なのだと繰り返しいった。」⁽³¹⁾

ケルン軍政部は非党員で信頼できる市政幹部を求めている。アデナウアーはその候補者の筆頭として、「ホワイトリスト」に記録されていたから、軍政部はなんとしても彼を復活させたかった。だがアデナウアーは、「ナ

チスによる息子たちへの復讐」を危惧したのである。敗北が決定的になった時期に、ナチスドイツは、連合軍に協力したドイツ人を“裏切り者としその家族を含めて報復する”との脅迫を繰り返していた。アデナウアーは、ナチス支配期を通じてその監視下に置かれ、しかも44年から45年にかけて拘留されてもいたから、兵役にある3人の息子へのテロをおそれて市長就任を躊躇したことは、無理からぬことだろう。しかしアデナウアーはすぐに行動をおこし、3月19日ボンハイムとともにアメリカ軍用車でケルンにゆき、パターソン軍政部長と会見した。その席上、パターソンは市政にナチス関係者を決して参加させないという連合軍の方針を強調し、アデナウアーは助言者を引き受けた。この時アデナウアーは“パターソンに好印象をもった”とビルスタインは書いている。同じ日アデナウアーは、ケルンカトリック教会の代表としてのグロシェ神父と意見の交換をすませている。そのさいの論点の一つは、ナチス関係者の市政参加をけっして許さないという軍政部の態度についてであった。神父はアデナウアーと対照的に、軍政部の無差別的な党員排除は厳しすぎるという持論を主張している。この時点でアデナウアーはグロシェと違って、“非ナチス化”にむしろ同調していた。さらにアーヘン軍政に関与したカトリック教会が、旧ナチス関係者を市政に推薦したことについても彼は批判的だったから、この点でも神父と意見を異にしていた。その後両者は会談を重ねるうちに、ナチス党員の全面追放にかんするアデナウアーの意見は次第に軟化して、「ナチス党員は如何に小物でも労働者以外には就業を認めない」という軍政部の方針に批判的となっていく。この間に軍政部は、アデナウアーの助言もあってスゥースをケルン臨時市長に任命した⁽³²⁾。

1945年3月から4月にかけて、市政に対するアデナウアーらの参画が強まるにつれて、軍政部より高いレベルのアメリカ側は、進展しはじめた市政の動きにたいする新しい危惧を示し始めた。それは、アデナウアーがカトリックの保守的政治家であるから、プロテスタントの有力者を市政に加えて“バランス”をとるべきだ、という有力意見がアメリカ政府内に広

まったためである。それは、「特にカトリックの支配的なラインラントでは、教会の反動的で保守的な影響が大きい」という懸念であった。パターソンら軍政部にとっても、保守的カトリック系有力者の市政支配は必ずしも望ましいことではなかった。これに対して アデナウアーは、ケルンを含むラインラント地方の住民はほとんどカトリックであるとし、アメリカ側のバランス論に反対の立場をとった。だが同時にこの時点の彼は、戦時中のカトリック教会の姿勢に幾分批判的であったし、市長として「余人をもって変え難い人材」でもあったから、軍政部側からしても市長候補としての地位はゆるがなかった。だがこの間に、アデナウアーは「全てのナチス党员とその関係者の一律公職追放」という方針に批判的となっていた。彼の立場は、「全てのナチス党员は罰せられるべきだが、そのさい彼らの経歴と活動実績による区別が必要」というもので、具体的には① 1933 年以前からの；② 33 年以後だが積極的な；③単に登録しただけの、党员として三区分して処遇するというものだった⁽³³⁾。

1945 年 4 月 21 日に軍政部とケルン市役所の連名で「新しいケルン市役所の設立とその権限にかんする布告」が発表された。その内容は要旨以下の通りであった。

- ① すべての中央・地方官庁がケルンを放棄したために生じた困難を克服し公的利益を守るために、住民の支持と軍政部の承認をえて、新しい市役所を設立する。軍政部は、市役所が従来の業務を再び遂行すると共に、中央官庁と地方官庁の支所が担当していた業務を全部引き継ぐことを命令する。
- ② 新市役所は、軍政部の承認のもとに現業業務を速やかに再開する。
- ③ 新市役所は、軍政部の同意をえて、かつて市役所の支所と事務所が扱っていた業務をすべて継承する。地方官庁の任務の引き継ぎは準備完了次第おこなう。
- ④ 新市役所は、軍政部のあらゆる法令布告に反しない限り、市の業務を実施する権限を持つ⁽³⁴⁾。

(2) 民衆の食料事情と軍政・市政

軍政部の緊急で最も重要な課題は、廃墟に残った市民に食料を供給（配給）することだった。その具体的業務は再建されたばかりの市役所の最初の仕事となった。アメリカ軍はラインラントの都市（町＝ゲマインデ）を占領する度に、布告を発して住民の職場復帰と営業の再開を命令し呼びかけた。前述したボンがその好例である。だが実際は都市毎に事情は大きく異なっていた。食料関係でみても、食料の公的貯蔵状況やその流通（配給）組織の戦火による被害程度、占領直前の地域を巡る戦闘状況、人口の変動と住民の私的な食料補充事情、軍用食料備蓄の多寡など、都市毎に要因が多様だったからである。さらに食料を巡る行政組織が占領直後にどのくらい残り機能しえたかという点も重要だった。加えて都市のドイツ人の食事と食習慣にかかわる問題がある。民衆の主食パンは、街のパン業者（しばしば小売もかねる）がパンに焼いて販売するが、その燃料として電力または石炭が不可欠である。準主食ともいえる肉類でも、ハムソーセージのように製品にして販売されることが多く、そのために冷蔵庫が不可欠である。度重なる激しい爆撃によって、倉庫・施設・店舗のみならず営業業務を続けるための前提条件（水道・電気・ガス・運送手段・道路）が失われた都市では、消費者に食料品が行き渡らなくなる。電力供給が途絶えて冷蔵機能が麻痺した倉庫の貯蔵食料の合理的処分方法としては、略奪がもっとも“合理的”かつ“効率的”分配方法で、それが民衆のためでもあるというような事態さえ普通のこととなった。ケルンの占領直後の日々がまさにこの状態だった。

軍政部と市は不十分な警察力にたよって、製粉業者や食肉業者の倉庫を警備し、一日も早く食料品の卸・小売系列の整備につとめたのも、食料事情を正常化させるための第一歩だった。こうした中で45年4月初めまでに、パン店147、肉店85、食品店403がそれぞれの営業を再開した⁽³⁵⁾。営業を始めたこれらの小売店が市民生活と結び付くためには、当然そのルー

トを流れる統制された配給制食料品がなければならない。そのために市の食料部の再建が急がれた。3月2日の大空襲によって市食料部事務所と支所網が壊滅し、書類の多くが消失したため、3月5日から4月1日間での4週間分(73配給期間)の食料切符が、3分の1以上の住民に事前に配布されないままだった。食料切符なしに一個のパンも一切のハムも買えないのである。さらに消費者の切符配布台帳類の記録は失われていた。軍政下でもナチスドイツ時代の配給制度を継承すると決められていたから、4月2日から4月29日までの4週間分の切符(74配給期間)が準備されなくてはならなかった。そのことだけのためにも用紙と印刷の手配から完成後の配布に至るまで、すべての事務的業務を市の食料部は処理しなくてはならなかった⁽³⁶⁾。

住民数の把握・食料配給制度の再整備・労働可能人員の把握・住宅問題の基礎資料などの目的で、4月5日から住民(人口)の登録調査が実施された。これによると4月初めケルンの人口は、4万2千人だった。軍政部は、ケルンの食料配給機構を能率的に再建しナチスの影響を排除する目的で、ケルン近郊からの食料輸送のために軍専用道路の使用を認め、さらにトラックを提供したりしたが、ケルン市住民の食料の収集調達と配給分配は市の責任業務だという立場を変えなかった。4月21日に新しい市役所が発足し、5月8日の全面降伏して一先ず平和が回復しても、市民の食料事情や経済事情が目だって好転したわけではなかった。ライン東岸の戦火が止んで、兩岸に別れたケルン市が再び合体した4月末から5月にかけて、戦火をのがれていた多くの市民が一日に二千、三千と市に帰住するようになり、食料問題は住宅問題とともに一層困難な問題となっていった⁽³⁷⁾。平和が回復したドイツを全体としてみても、完全に破壊された交通輸送網の復旧にはなお歳月を要したし、農村からの都市への食糧供給は、軍政部の厳しい統制と督励にもかかわらず、機能不全に陥ったままだった。第一次大戦末期にケルン市長として、市民の食料調達に辣腕をふるったアデナウアーにとっても、二度めの事態は容易ならざる難局だった。彼は市長就

任の時点ですでにきたるべき冬の食糧危機（飢餓）を予見していた⁽³⁸⁾。だが彼が多く of 困難な問題に解決の糸口をつけた程度の段階で、6月21日ケルン軍政の担当がアメリカからイギリスに交替しアメリカ軍政は終わった。これは市政の責任者アデナウアーに大きい影響をあたえた。彼はイギリス軍政部との新しい関係を改めて一から作り上げなくてはならない立場にたたされた⁽³⁹⁾。

4. ま と め

廃墟のケルンは、6月に入っても積み上げられて腐ったゴミの悪臭と、瓦礫のなかの死臭が鼻をつく街だった。占領当時、上下水道・電気・ガスの幹線の破壊箇所1万4千件、支線末端の損傷7万件といわれたインフラの壊滅状況は、徐々に復旧したとはいえ平常化にはほど遠く、鉄道と水路の復旧はおくれ、住宅に至っては修理もままならぬあり様だった。しかし帰住者が増加したために、市の人口は5月14万、8月33万と急増した。食料配給制度が十分に機能しなかったため、市民は闇市と買出しで最低限の必需品を手に入れなければならなかった。ここでの“最強の通貨”は“タバコマネー”だった。45年から46年の冬に石炭と食料の深刻な不足が予測された。食料については、市役所による近郊農村地帯からの食料購入の努力があり、あるいは旧ドイツ国防軍の貯蔵食料の処分に加えてアメリカ軍糧秣の放出などもあったが、根本的解決にはほど遠かった。ドイツの経済的復活をおそれるフランスや現物賠償で自国の復旧をはかるソ連（ロシア）、モーゲンソープランとJCS1067に制約されて方針の定まらないアメリカ、ドイツ経済の社会化を願うイギリス、そしてナチスドイツの占領と収奪に苦しんだヨーロッパ諸国の厳しい監視の目、45年夏のドイツは“針のムシロ”に座っていたのである。ドイツに強制連行された数百万におよぶ労働者と捕虜の処遇と帰国も難問だった。ケルン市役所はこの難問のただ中にいたが、イギリス軍政部との関係はとくに複雑だった。軍

政部はアデナウアーを追放することで問題解決の糸口をつかもうとした。そして、10月6日食料問題・住宅問題などで、見るべき成果がみられないという理由でアデナウアーを追放したうえ、彼のケルンにおける政治活動を一切禁止した。こうしてアデナウアーの第二次ケルン市長時代は半年でその幕を閉じた。70歳の老練政治家はこれで終わったのだろうか。そうではなかった、ドイツ戦後史がそれを示している。では、彼はどの舞台でどのような役割を演じて、再登場したのだろうか。これは次の問題である。

《注》

- (1) エッセンブルク (1983) 61 頁。
- (2) ドイツ軍の西部戦線における敗北過程は、ヘンケ (1995) 第一編 2～3 章、ドニソン (1961) 7～8, 12 章に詳しい。
- (3) Combined Chiefs of Staff [CCS] の成立・構成・役割については、ドニソン (1961) 1-8 頁, [CCS 551] の条文は参考資料 1 参照。
- (4) ホルボーン (1947) 172-173 頁, フォーゲル/ヴァイス (1976) 15 頁
- (5) ホルボーン (1947) 173-177 頁, [Declaration regarding Defeat of Germany and Assumption on Supreme Authority by Allied Powers, June 5, 1945]
- (6) JCS (=Joint Chiefs of Staff) 1067 = Directives to Commander-in-Chief of U. S. Forces of Occupation regarding Military Government of Germany, April 28. 1945 これは、ドイツ降伏後のアメリカ占領地域における軍政の基本方針で、モーゲンソー計画に忠実な内容であった。ドイツ降伏直前の 4 月 28 日付で総指令官アイゼンハウアーに送られた。軍政の実施にさいして、この指令の内容と後のポツダム宣言の内容とが矛盾する場合は宣言が優先し、宣言に触れていない場合は指令に従うとされた。モーゲンソー計画が持っていた欠点を、この指令はほぼそのまま引き継いでいた。現地ドイツのアメリカ軍 (政) 首脳部は、この指令を、[ドイツの実情に全くあわない、ヨーロッパ経済の復興に不可欠なドイツ経済の役割について無理解など] の理由で否定的に取り扱った。ハモンド (1963) 311-464 頁, ツィームケ (1984) 52-66 頁, クリーゲ (1988) 28-53 頁, メリット (1995) 49-69 頁。マールツァーン (1991) はこの問題に関する優れた概説である。なお次も参照のこと。芝健介「戦争責任論」, 歴史学研究会編。『戦争と民衆・第二

次世界大戦 講座世界史 8』(1996) 所収 233-234 頁。

ラインラント地方のアメリカ軍政は、1945 年 6 月 21 日にイギリス軍に引き継がれておわった。

- (7) 本稿は、阿部「アメリカ軍のドイツ占領開始と民衆——アーヘン 1944 年秋——」『経済志林』66-2 1998 所収の続編である。
- (8) ビルスタイン／イルナァ (1995) 57 頁。以下ビルスタイン (1995)。
- (9) グロシェ (=R. Grosche 1888-1967), カトリック神学者で 1941 年マリア・ヒンメルファート教会司祭, 43 年からケルン地区主任司祭となり 44 年から大聖堂参事会員も務めた。
- (10) ケルン大聖堂は爆撃の被害を防ぐため, 外側にコンクリート壁, 内側に半球型の対爆室が設置されていた。1945 年ケルンは「15 回爆撃された。3 月 2 日の最後の爆撃は極めて激しいものだった」(フローン, 21 頁)。
- (11) 国民兵 (国民突撃隊 VS=Volkssturm), 第二次大戦末期, ナチスドイツは兵力不足を補うため, 44 年 9 月 29 日の総統命令により補助兵士としてフォルクスツルムを新設し, 直ちに第一線に投入した。彼等は, ①それまで召集されていなかった 16 歳から 60 歳までの男性 (平均 52 歳), ②職業上の理由で召集を免除されていた者, ③ 1925 年から 28 年までに生まれた者で, ヒトラーユーゲントなどの組織で訓練を受けたことのある者, から編成された。シャベルと僅かな小型対戦車ロケット砲をもたされた彼等の任務は, 塹壕掘り・対戦車障害造り・宿舎建築が主だったといわれる。彼等は「キンダァグルテンの勇士」だった。
- (12) ドイツ労働戦線 (=DAF: Deutsche Arbeitsfront), ナチス党の完全支配下にあった全国的労働者組織。ナチスドイツ成立 (1933 年) 直後に, それまでにあった全国の各種の労働組合やその関連組織のすべてを一本化して組織され, 幾多の企業をも経営し全国にその支部があった。
- (13) フローン (1982) 31-35 頁。
- (14) 同 35-36 頁。
- (15) 同 21-22 頁。
- (16) グリース (1991) 250 頁, フローン (1982) 46-47 頁。
- (17) グローエ (=J. Grohe 1902-1988), 1921 年からのナチス黨員で 31 年から 45 年までケルン・アーヘン地方のガウライター (党行政防衛責任者)。さらに 44 年 7 月から, ドイツ占領地域 [北フランス・ベルギー] の行政軍事総監 (ライヒスコミッサール) をかねた。占領地域から退却後ケルン地方の国民 (突撃) 部隊の総指揮官をも務めた。(阿部 1998, 137 頁)
- (18) フローン (1982) 49-59 頁。

- (19) 3月7日ケルン占領当夜、連合軍記者団とバターンソン軍政部長との会見記事：

Q：ケルン軍政部（E1H2）は何時編成されたのか、どんな準備をしたのか。

A：44年9月16日だ。ケルンの地図（後に大型の航空写真）を用意し各種資料を利用しながら、ケルンの産業と行政の調査をした。食料配給組織・企業の経営状況・警察と消防も調べ、これらに関係する人をふくめた主要人物を多数調査した。これらの中に占領後に任務を託せるような人はほとんどいなかった。

Q：軍政業務は何時から始まるのか。最初の課題は何か。

A：軍総司令部はできるだけ早い移管を望んでいる。まず、ホワイトリストに従って警察消防の幹部を見つけること、そして市長を見つけること。次いで、食料配給と貯蔵関係書類の発見と適切な食料組織の活用だ（ビルスタイン（1995）50・200頁）。

- (20) ボン市立図書館史料館所蔵史料番号 Ii 268：1945年3月9日の命令、第一、第二布告（参考資料2参照）。

- (21) 参考資料1“CCS 551”A6参照。非ナチス化政策による「公職追放」は後日本格的に実施された。

- (22) グリース（1991）251頁、ビルスタイン（1995）251頁。

- (23) ビルスタイン（1995）124-125頁。

- (24) 同123-124頁。

- (25) 同51頁。

- (26) 同72-75頁。パーク＝ホワイトは別の写真記事で次のような説明を加えている。[50年以上市電の運転手として働いている老人とのインタビュー記事]

Q：ドイツが勝つと信じていましたか。 A：もう考えていないね。

Q：何時この戦争に負けると思いましたか。 A：先週の大空襲からさ（3月2日の空襲のこと）。「ナチスの制服をきたこの老人は良い服装をしセーターを二枚着ていた。」

- (27) 同69頁。

- (28) 同58-59頁。

- (29) ビルスタイン（1995）139-141頁。

- (30) 同55頁、W. Suth はワイマール時代にケルン市役所に在職（1915-1933）、財務部長の時追放された。アデナウアーの娘婿。

- (31) モールセイ（1991）343頁。アデナウアーは、初めてアメリカ将校の訪問を受けた頃のことを、以下のように回想している。「アメリカの緊急命令は実に厳しく圧制的だったが、我々にしてみれば、戦争が終わって戦闘が止み、

ナチズムが去ったことをおもえば、それは慰めでさえあった。アメリカ軍の大戦車部隊がライン街道をケルンに向けて行進していた。」「何日かして私の名前を知っているユダヤ・ドイツ系アメリカ将校が、私の消息を求めてやってきた。さらに何日かして別の将校がきて、ケルンの軍政部を訪ね市政を引き継ぐようにと要請した。」アデナウアー（1965～1986）19 頁。

(32) ビルスタイン（1995）125 頁。

(33) 同 132-133 頁。

(34) フローン（1982）63-64 頁、ビルスタイン（1995）144 頁。

(35) ビルスタイン（1995）136-137 頁。

(36) シュミット（1956）50-56 頁。ドイツ戦時経済の重要な特徴の一つは、主要食糧品と生活物資の配給切符制度である。第一次大戦の経験に学び、全面戦争に備えて準備を重ねていたナチスドイツは、第二次大戦開戦直前の1939年8月28日から主要食糧品（パン・穀類・ジャガイモ・肉類・油脂・バター・チーズ・牛乳・砂糖など）の配給制度を開始した。この制度はドイツ連邦共和国成立後の1949年末まで存続した。ゲマインデ（市町村）は、配給制度対象消費者にたいし4週間を一配給期間とした期間毎に切符を配布し、消費者はこの切符と交換に食料品を購入することができた。シュミット（1956）はこの問題についての最良の基本文献である。

(37) ビルスタイン（1995）136-139 頁。

(38) モールセイ（1991）445-446 頁。ケルン駐在スイス総領事ヴァイスはアデナウアーの友人として、ケルン占領直後からアメリカ軍とアデナウアーの仲介役をになった重要人物であるが、彼は45年4月21日の日記に次のように書いた。「アデナウアーが何回かケルンに滞在した際、アメリカ人がドイツ占領についての諸問題になんと無知であるかと彼は悟ったようだ。アメリカ人は行政については幼稚園児のようだと彼は感じている。アデナウアーの最大の心配事は、必ずくるにちがいない食糧危機のようだ。」

(39) アデナウアー（1965；1986）26-27 頁、「私とアメリカ占領軍将校たちとの関係はとても良かった。だが6月21日アメリカ軍から、イギリス軍に変わった日から状況は変化した。間もなく多くのイギリス軍将校と私との関係が悪くなった。私の印象によると、英軍政部はケルン市民につらくあたった。（中略）。英軍はパートホーネフ電話局に特別回線を引き、私の電話線に接続させ電話を盗聴していた。それを電話局員が発見して私に知らせてくれた。イギリス占領軍は45年7月の労働党政権発足以後、特にドイツ社会民主党と接触を強めていた。」このようなアデナウアーとイギリス軍政部との関係はますます悪化し、ついに同年10月6日のイギリス軍北ライン地方軍政長

官バラクラフ准将によるアデナウアーの市長追放と政治活動の禁止という破局を迎えた（同 37 頁）。

参考文献

- Adenauer, K., Erinnerungen 1945–1953. 1965; 1986 の第 6 版を使用した。
- Billstein, R. / Illner, E., You are now in Cologne. Compliments, Köln 1945 in den Augen der Sieger 1995.
- Briesen, D. / Brunn, G. / Elkar, R. S. / Reuleck, J., Gesellschafts- und Wirtschaftsgeschichte Rheinlands und Westfalns. 1995.
- Donnison, F. S. V., Civil Affairs and Military Government North-West Europe 1944–1946. 1961.
- Eschenburg, T., Jahre der Besatzung 1945–1949 [Geschichte der Bundesrepublik Deutschland Bd. 1] 1983.
- Frohn, R., Köln 1945–1981. 1982.
- Gries, R., Die Rationen Gesellschaft, 1991.
- Hammond, P. Y., Directives for the Occupation of Germany: The Washington Controversy, in Stein, H. (ed.), American Civil-Military Decisions. A Book of Case Studies, 1963.
- Henke, K. -D., Die amerikanische Besetzung Deutschlands. 1995.
- Kohl, W. (Hg), Westfälische Geschichte Bd. 3. Das 19. und das 20. Jahrhundert Wirtschaft und Gesellschaft. 1984.
- Krieger, W., General L. D. Clay und die amerikanische Deutschlandpolitik 1945–1949. 1988.
- Malzahn, M., Germany 1945–1949. A Sourcebook. 1991
- Merritt, R. L., Democracy Imposed U. S. Occupation Policy and the German Public 1945–1949. 1995.
- Morsey, R./Schwarz, H. -P., Adenauer Briefe 1945–1947. 1983.
- Morsey, R./Schwarz, H. -P. (bearb. Mensing, H. P.), Adenauer im Dritten Reich, 1991.
- Schmitz, H., Die Bewirtschaftung der Nahrungsmittel und Verbrauchsgüter 1939–1950. 1956.
- Vogel, W./Weiss, C. (bearb.) (Bundesarchiv/Institut f. Zeitgeschichte Hg.) Akten zur Vorgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945–1949. Bd.1 1976.
- Weisz, C. (Hg.), OMGUS Handbuch Die amerikanische Militärregierung in

Deutschland 1945-1949. 1994.

Ziemke, E. F., Improving Stability and Change in Postwar Germany, in Wolfe, R. (ed.), Americans as Proconsuls U.S. Military Government in Germany and Japan, 1944-1952. 1984.

Ziemke, E. F., The U. S. Army in the Occupation of Germany 1944-1946. 1973.

Killy, W. /Vierhaus, R., Deutsche Biographische Enzyklopädie. 1996.

Zentner, C. /Bedürftig, F., Das grosse Lexikon des Dritten Reiches. 1985.

参考資料 1

“CCS-551” (CCS 指令551号) について

CCS (Combined Chiefs of Staff : 英国首相と米国大統領の共同責任指導のもとに組織された共同最高戦争指導委員会) が, 1944. 4. 28 に連合国遠征 (大陸派遣) 軍総指令官アイゼンハワー宛に送った「ドイツ降伏までの軍政方針」指令書で, 「前文・政治方針 (付録A)・オーストリアに対する政治方針 (B)」の二部構成であった。その後 44 年 8 月までに, 「改定財政方針 (C)・経済・援助方針 (D)」が追加された。以下でこの連合国軍政基本方針の主要項目を抄訳しておこう。

“Combined Directive for Military Government in Germany prior to Defeat or Surrender” April 28, 1944

- (1) この指令は, 敗北後のドイツ問題にかんするEAC (European Advisory Commission) の勧告と調整が必要になった場合には改定される。この指令はドイツの敗北またはその征服までの間, 貴官の指揮下にあるイギリス・アメリカ軍が占領したドイツとオーストリアに適用される。オーストリアに特別な必要性がある場合をのぞき, 両国の占領地域には同じ政策が適用される。
- (2) 軍政府が設立され連合軍の占領地域 (オーストリアを含む) に漸次拡大される。
- (3) (a) 貴官は, その地位に基づいて, 指揮下の軍隊が占領した全地域における, 立法・行政・司法の最高権力と軍事指揮権を与えられる。この権限は, 軍事行動と軍政実施のために, 貴官が必要かつ望ましいと考えるあらゆる措置をとることを認めている。
(b) 貴官はその権限内において, 各種規模と内容をもつ代表団をおくること, さらに其の下部委員を決めること, 軍政担当者を選任することが自由にできる。
(c) 貴官はそれが望ましい場合, 占領地域の民衆を管理統制するために軍事法廷を設置する権限, 法律および軍事力に関連する規制 (指令) を発

布する権限を保証される。

(d) 軍政は、連合軍の行動上のすべての必要と連合諸国（国連加盟予定国）の利益にかなう軍事的行政となろう。アメリカ・イギリスの民生担当者を貴官の指令部と別に組織するか否かは、貴官の裁量事項である。

(4) 軍政府の全ての部署に両国の国旗を掲げること。軍政運営はすべての占領地域で全く同じでなければならないが、地域の事情による特別な必要性は考慮される。

(5) 軍政運営は、両国のいかなる政治的代表・代理を含めてはならない。貴官の指令部のすでに任命されている両国の政治担当官は、引き続きその職務に留まってよい。

(6) 両国政府とアンラ（UNRRA）の民生部門の代表は、彼らの関与が望ましいと判断した貴官の推薦を受けた CCS が、条件付で許可した後でなければ参加できない。

（一部省略）

付録 A 政治的指導方針

(1) 軍政（運営）は確固としているべきだが、同時に軍事的必要に反しない限り、民間住民にたいして公正で人間的なものとなろう。貴官は、連合軍とドイツの官憲および住民の親交を厳重に禁止し、地域住民に以下の軍事占領の目的を明示しなければならない：

①軍事行動の支援；②ナチスファシズムとナチス体制の壊滅；③法と秩序の維持、④軍事行動に支障のない限り、民間住民の正常な諸条件をできるだけ早く回復すること、

(2) (a) ヒトラーとその主なナチス協力者、戦争犯罪を犯したと疑われる全ての人間は、逮捕・調査されそれぞれに応じて処罰される。其の対象者には連合諸国がすでにリストアップし公示した者を含む。中央省庁の幹部と主要な政治的活動家たち、およびナチスドイツの占領国において重要な地位にあり連合軍に逮捕された者は、拘留され将来決められる予定の処分を受ける。

(b) 自国の法律に違反して訴追された者あるいはリストアップされた者は、その国籍の如何にかかわらず、(a)と同様の処罰を受ける。

(3) 我々の意図は、ドイツ全土においてナチス党組織をできる限り速やかに解体することである。この目的を促進するために、貴官は次の措置をとらなければならない：

①ナチス党組織の全ての事務所・記録類を押収しそのリストを作成；②軍

- 政運営に便宜な場合をのぞき全党組織の活動停止：③党幹部の逮捕と拘留：
④軍政運営に必要な場合をのぞき党財産の全面的接收。ドイツ国防軍・党組織・保安刑事警察にかんするすべての計画と記録類およびナチス経済組織と企業家の記録類を接收し保存するために、特別の努力がなされるべきである。
- (4) 貴官は、人種・信仰・政治的意見を差別する全ナチス法令の禁止措置をとること。これらの法令によって監禁・拘留されているすべての人々を解放すること。
- (5) (a) ドイツ帝国の刑事・民事裁判所の機能は停止される。しかしできるだけ早く、貴官の決定する管理統制のもとで、その業務の再開を認めるべきである。政治犯罪特別法廷は永久に廃止される。司法界からナチズム的要素は排除されなくてはならない。
- (b) 秘密保安警察・情報部・保安警察は武装解除され解体されるべきである。一般警察は、ナチス的要素を一掃して維持される。
- (6) 地方政府公務員の更迭は最高指令官の権限に属する。総司令官は、軍政府を機能的に運営するうえで、占領軍要員とドイツ人とのどちらを充てる事により効率的かを決定する。軍政は間接統治を原則として目的を達成する。この間接統治の範囲は、[ベッィルク=Bezirk (県)] または [クライス=Kreis (郡)] とする。より上級の行政レベルについては、貴官の決定による。免職の必要がない地方公務員は、その職務の継続が命令される。CCS の承認を受けるまで、重要な地位にドイツ人を任命してはならない。重要な地位に任命された者をふくめてすべてのドイツ人の雇用継続の前提条件は、彼らの仕事ぶりだけであることを明確にしておくこと。原則的に、全てのナチス的指導性は、すべての公的機関のいかなる地位からも除去される。ドイツ軍部とナチス党の恒久的メンバーは、いかなる行政と民間の地位についてはならない。国防軍組織は、将来決して復活しないような方法で解体される。
- (7) 後述の 10 条と軍事的利害に反しない限り、言論・出版・信教の自由は保証される。軍事的必要性和矛盾しないかぎり、全ての宗教施設・組織は尊重される。歴史的史料類・古典的建造物および芸術作品を保存するため万全の処置がとられる。
- (8) 中立国および敵国の外交官・領事館要員は、CCS の指令にしたがって処遇される。
- (9) (a) 連合国の捕虜、抑留中の友好国市民あるいはドイツ官憲に拘束されている者たちは、解放され連合軍の管理下に移される。
- (b) 人物調査と審査の後、もし実行可能ならば解放された連合国国民に対して、自国の軍隊がヨーロッパ戦線の展開中の場合にかぎり、其の軍隊

への参加あるいは既に組織されている軍民の補給組織での就業が認められる。解放された連合国国民の健康と福祉を保証するために、あらゆる措置が講じられなければならない。彼らの雇用あるいは其の地位についての対策がとられるまで、彼らを解散させてはならない。かつて枢軸国によって解放された捕虜で発見された者は、審査のちにそれぞれの指令部の指示によって処遇される。

- (c) 占領地域内で発見された連合国人および中立国人の被抑留者は、彼らが自立可能となるまで食料と健康に配慮した特別施設におかれなくてはならない。もしそれが好都合なら就業が保証される。本国政府と連絡をとり彼らの身分が確認されるべきである。
- (d) もし実現可能で現実的であれば、敵国民は審査され登録される。かれらの行動の自由が連合軍の安全を侵すおそれのある者、あるいは何か望ましくない者は、抑留されるか必要に応じてその行動が制限される。
- (10) (a) ナチズムの普及と宣伝は、どのような形態であれ禁止される。ドイツの教育と学校に対する指針は別に指示される。
- (b) 貴官に承認されないあらゆる形態の政治活動は禁止される。貴官が認めない政治家・政治団体は、軍政の政策決定に決して関与してはならない。あらゆる政治的影響をさけることが基本原則である。亡命中のドイツ人政治家は軍政運営に参加してはならない。
- (c) 軍の安全と情報活動にとって必要な場合、貴官は、新聞・出版・情報ニュースおよび郵便・電話・ラジオなどの全てについて、管理・検閲を組織し実施できる。
- (11) 貴官は、軍政府の命令・指令や軍事裁判所の裁決を免れるために、あるいは脱税のために試みられる動産不動産の名義変更を阻止する計画案を、準備しなくてはならない。
- (12) (a) ドイツ領土内の帝国財産および敵国財産は、将来発布される指令にしたがって、直接的間接的に管理される。
- (b) 連合軍の解放地域と占領地域におけるアメリカ・イギリス以外の連合国の国と民間人の財産に対する貴官の責任は、特別の協定による場合を除き、米英両国のそれと同一である。戦況による制約の範囲内で、貴官はこの財産の維持保全に必要な合理的措置を講じなければならない。』

付録 C 改定金融指導方針

- (1) アメリカ・イギリス・他の連合国は、連合国マルク軍票と保有するドイツ通貨を使用する。連合国軍票と流通中のドイツ通貨は、区別なしに共に法貨とし相互に交換される。その交換比率は、軍票 X マルク対ドイツ通貨 Y マルクとする。連合国が使用したドイツマルクの総額は記録されなければならない。ドイツ軍票類は無効である。
- (2) 何らかの理由で必要な連合国軍票或いはドイツマルク紙幣がえられない場合、アメリカ軍は「黄色シール（付き）ドル紙幣とコイン」を、イギリス軍は「BMA 紙幣とコイン」を使用する。両国軍の利用額は記録される（BMA=British Military Authority notes）。
- (3) 両国の黄色シールドドル紙幣と BMA 紙幣の使用が必要な場合、次の規定が適用される：
 - (a) 両者の交換比率は、1 ポンド対 Z ドルとし、この比率で両者は自由に交換せらる。このためアメリカ財務省はイギリス大蔵省と必要な協定を結ぶ。
 - (b) 必要な場合、貴官は、全ての民衆が公示されたレートで両者を使用するよう命令する。命令されたレート以外の交換取引は禁止される。
 - (c) 黄色シールドドル紙幣と BMA 紙幣の発行はできるだけ速かに停止され、その代わりに連合国軍票と（又は）ドイツマルク紙幣が入手され次第使用される。
 - (d) 軍票あるいはドイツ紙幣が潤沢に供給され次第、黄色シールドドル紙幣と BMA 紙幣は流通から引き上げられる。（中略）
- (4) 占領地域に進駐した後、マルクとドル・ポンドの交換比率は布告され、その率以外の交換は禁止される。特別の許可なしにマルク所持者の外貨交換は禁止される。貴官が発布する交換規定によってのみ、彼らはドル・ポンドあるいは他の外貨を入手できる。
- (5) 連合国軍政府財政部は、両軍の個別管理下にある黄色シールドドル紙幣と BMA 紙幣を除いて、ドイツ占領地域で連合軍が支出した資金管理の責任をおう。財政部はすべての資金動向を、軍事行動による出費も含めて管理記録する。
 - (a) 連合軍の軍事作戦上の支出と現金需要について、財政部は持ち合わせの連合国軍票を支出し借方に記帳する。
 - (b) 軍政上の支出について、財務部は持ち合わせの連合国軍票を支出し貸方に記帳する。
 - (c) それが実際的で望ましい場合、貴官はライヒ銀行とその支店あるいは

適切な銀行を選定し、財務部の代行機関に指定できる。軍政府の適切な管理下に置かれたそれらの銀行業務に満足できた場合、貴官はそれら銀行を公式業務に使用し、さらに軍政当局の承認があれば他行との取引業務を委任できる。(中略)

(6) 占領地域に進駐次第、貴官は、次の段階として軍事的に必要な場合には以下の金融対策を実施すること：

- (a) 貴官が必要と認めた場合、全面的あるいは部分的モラトリアムを実施することができる。個人と小企業者に対する債権者の抵当権行使を阻止することが望ましい場合は例外とする。
- (b) 銀行は、軍のあらゆる必要に応じる機能を持ち、連合軍の全ての法規を順守している状態におかれなければならない。銀行が一時閉鎖されるべき期間は、その管理態勢が整備され、好ましくない人物の更迭が終了し、さらに特定口座の閉鎖の指示(e条項)などが終了するまでとする。銀行はできるだけ早急に、資産と債務目録および2万5000マルク以上の全ての口座名を報告しなくてはならない。
- (c) 貴官は、信用供与の条件・期間などを規制する目的の指令をださなければならない。もし銀行機能が利用できない場合で、それが経済活動にとくに必要だと考えられた場合には、貴官はそのような信用または融資機関を設立できる。
- (d) 貴官は全ての株式取引所と類似の組織を閉鎖しなくてはならない。
- (e) 将来の処置が決定されるまで、下記が所有するか或いはその管理下に置かれた[全ての金、外貨、外国債、金融機関の口座、全ての資産など]は、押収され封鎖される。これらは貴官が発行した特別許可証がある場合にのみ使用・処理されうる：
 - ① ドイツ帝国、各州、地方、ゲマインデとそれぞれの出先機関
 - ② ドイツ以外の敵国政府と其の出先機関、敵国人
 - ③ 占領下のドイツに不在の連合国・中立国政府と関係機関を含む所有者・保有者
 - ④ ナチス支配下の組織と連合を含むナチス党各級組織、役人、指導的メンバーとナチス党支持者
 - ⑤ 連合軍が拘留・監禁している者、軍政府に敵対的活動をしている者
- (f) 全ての銀行・金融機関は銀行券あるいは通貨を発行する権限を与えられない。ただしそれが望ましい場合に限り、軍政府の適切な監督のもとでのみ、ライヒスバンクとレンテンバンクのみを例外とする。

- (g) 貴官は土地と証券の譲渡・取引を禁止する命令を、ただちに布告しなければならない。
- (7) 金と外貨の取引と外国とのあらゆる金融取引は、特例を除き禁止される。貴官の特別認可がない場合、地方銀行はマルク建ての口座開設と取引のみが認められるが、黄色シールド紙幣と BMA 紙幣が法貨である場合には、それらは規定の交換比率で受け入れられ、マルクと交換される。
- (8) 黄色シールドのないドル紙幣と正規のポンド紙幣は法貨とはされない。通貨交換にあたる個人と金融機関は、特別の許可をもたない場合、これらの取引を禁止される。アメリカ軍とイギリス軍の出納要員は、軍あるいは特定の個人から軍票との交換のため両国の正規紙幣の受け取りを認められる。
- (9) 全ての正規な年金・給料・社会保障給付の支払いは継続される。だが、ナチスによる不必要で望ましくない年金と特別給付を廃止するため、直ちに年金関係書類を精査する措置がとられるべきである。
- (10) 鉄道・郵便電信電話・放送のほか全ての国营独占企業は、貴官の監督下におかれその収入は軍政府に納入される。
- (11) 貴官は国際的慣行にしたがって、既存の租税関係法規を維持するべきである。ただしナチス政権が創設した差別的課税制は廃棄されなければならない。可能な限り高い水準の収入を維持するための対策が至急実施されなければならない。貴官は、できるだけ速やかにかつ軍事的財政的条件が許すかぎり、国債業務を再開すること。

付録 D ドイツに対する経済・復興指導方針

以下の指令はドイツ降伏までの期間に適用される。軍事行動が終結した占領地域内において、軍の必要と整合的な場合、貴官は以下の任務を遂行すべきである：

- (a) 食料・農産物の生産組織・統制・集荷と分配の継続、食料加工企業の生産の継続、さらに生産を最大限に維持するために労働力と輸送力の確保などを監視すること。ドイツの食料とその他の供給は、ドイツ人住民を社会的不安と疾病から防ぐために必要最低限の水準を確保すること。貴官は入手しうるあらゆる余剰について報告すること。
- (b) ドイツ人当局に、労働秩序を回復するよう、労働条件と輸送力の許す限り炭鉱の完全操業を維持するよう、指令すること。将来命令される連合国向けの消費財の確保は貴官の責任である。貴官は、ドイツ人による怠業や破壊活動といかなる場所でも防ぐあらゆる手段を講じなくてはならない。将来の指令がなお検討中の間、貴官は全ての工場・施設・記録類を保存するために望ましい処置を講ずること。

- (c) 連合軍の軍事的利益を優先させてドイツ船舶・陸上交通・通信機能の管理を実施し、それを最も効果的状态に保つこと。
- (d) 輸出入の管理組織を設立すること。いかなる輸出が許可されるべきかを決定するさい、軍事的必要性が最も優先される。輸出入の全ての記録を保管すること。
- (e) 最も新しい物価・賃金統制令の効力を維持するようドイツ当局に命令すること。国家管理商品の配給組織は維持・再編成されるべきこと。闇市と食料と物資の隠匿退蔵は厳しく処罰される。貴官は、インフレーション防止に必要なすべての対策をとらなければならない。
- (f) ナチス関係者の排除が原則であることに配慮しつつ（A-6 参照）、上記のプログラムを実施するために、可能なところで既存のドイツ行政組織と経済機構を適切に利用すること。
- (g) 民主的労働組合運動の設立と自由な経済組織の形成をみとめること。

出典：[Holborn, H., American Military Government. Its Organization and Policies, 1947. 135-145 頁。オーストリアに関する Appendix B は省略。]

参考資料 2

第一号布告 1945 年 3 月 13 日（ボン市役所）

1945 年 3 月 9 日連合軍はボンを占領した。我々は、市役所が従来どおりの権限と範囲内で、民生業務を続行することを命ずる。市役所は、そのために全力をあげて、安全平安秩序を維持しなくてはならない。そのために軍政部は次のように命令する：

- (1) 食料品と日常必需品の業務を従来通り継続すること。そのさい業務施行規則のどのような違反行為も厳しく追求されなくてはならない。
- (2) 公衆衛生分野のすべての権限はボン市衛生局にある。市内に居住あるいは開業している医師と歯科医者は、衛生局に登録すること。
- (3) 市労働局は従来の庁舎に設置される。3 月 17 日までに、従来の労働規則により労働義務をおっている男女労働者は労働参加（徴用）のため、市労働局に文書により登録（氏名・年齢・住所・職業）すること。
- (4) 外国人で今後もボンで労働を続けることを希望する者、あるいは失業中の者は、同様に市労働局に登録すること。その他の者でボンに住居を持たない者は、帰国準備のために軍政部事務所に登録すること。

市内の全職人は労働参加（徴用）のために、現有の補助労働者、作業機材、材料などとともに市建築局に登録すること。その建築用資材あるいは企業や商人が所有・貯蔵している資材は、全て市に収用される。その資材類の使用は、局が許可した業務でのみ認められる。

- (5) 公衆衛生維持のために、道路の清掃と瓦礫の除去が前提である。市役所は、道路の修復に利用できるあらゆる手段を直ちにとるであろう。ボン市民は、所有地内と周辺の道路を自分自身でか、あるいは近隣住民と協力して、清掃し瓦礫を取り除く義務をおう。ゴミ処理は直ちに再開されなければならない。現在までのゴミは、従来のゴミ処理場に自分自身で運搬するか、あるいは衛生的に問題のない形で所有地内に埋めて処理しなくてはならない。ゴミによる不衛生状態を作りだしてはならない。どんな場合でもゴミによって連合軍の輸送を妨げてはならない。
- (6) 公衆衛生のために地下防空壕（ブunker）の利用を禁止する。今後連合軍のためかなりの住宅が必要となる。それゆえ未利用あるいは不完全利用のすべての住宅は市住宅局に登録しなければならない。
- (7) 市業務の一部として商工会議所が再開された。商工業者は現在の営業状況を会議所に登録すること。
- (8) 国防軍兵士あるいはSS隊員身分証明書を所持している者は、直ちに所管の警察に申告すること。
- (9) 軍政部と市役所は緊急に通訳を求めている。英語を自由に話せるドイツ人あるいは外国人は市役所に通知すること。

ボン市役所は、市内の秩序回復のためにあらゆる努力を続ける。そのため軍政部の完全な支持があると確信している。労働可能な全てのボン市民が市の公共目的のため、それぞれの場で力を尽くすことを期待している。市民が自助あるいは近隣共同の精神を発揮するなら、より良い時代のボンを迎えることができよう。

第二号布告 1945年3月16日（ボン市役所）

ボン軍政部の同意のもと次のように布告する。

- (1) [国防軍兵士とSS隊員の登録命令は引き続き実施中である。] 一般市民が国防軍関係者に宿舎・食事その他の援助を提供することを厳禁する。違反者は軍政部により厳しく処罰される。
- (2) 占領軍要員（関係者）と一般人の交際は厳禁される。市当局は男性女性市民がこの処罰の対象にならないよう強く望んでいる。
- (3) 軍政部の武器・通信機器その他指定対象物の引き渡し命令は依然有効である。これには猟銃もふくまれる。
- (4) 軍政部は、住民局に新規の住民登録の実施と、3月19日までに個人身分証明書の発行を命令している。
- (5) マルク通貨と諸物価は、従来通りの賃金価格統制にしたがって維持されな

ければならない。賃金物価統制令のあらゆる違反行為にたいし、市は直ちに
厳しい対抗措置をとる。商品と建築用資材の退蔵は処罰される。

- (6) 軍政部の指示した外出許可時間(7時～18時)内で、商店と企業の営業時間
が維持されなければならない。この営業時間を住民の生活維持のために厳
守すること。
- (7) 布告第一号3項による労働者の申告登録はなお極めて不十分である。申告
期間を3月24日まで延長する。
- (8) 住民の衛生状態を維持するため地下防空壕の全面的清掃と消毒が必要であ
る。そのため3月18日から大型、小型防空壕は9時～16時の間閉鎖される。
この間すべての私物は持ち出されなくてはならない。
- (9) 軍政部が占領目的のために個人住宅を収用した場合、居住者は食料と身の
回りの品のみ持ちだしが認められる。

出典：[ボン市立図書館史料館 史料番号 Ii 268 号より抄訳 第三号布告以下略]